

事務事業名 コミュニティ・スクール導入推進支援事業

別添資料（該当するものに●）

- 位置図（施設の場所、作業場所など）
- パンフレット
- 国や県等が出している参考資料
- 独自に作成した概要説明資料
- 連携事業・関連事業の事務事業マネジメントシート
- その他

- 特になし

参考データ（該当するものに●）

- 伊予市ホームページ

検索ワード

- その他参考となるホームページ

検索ワード

コミュニティ・スクール導入推進支援事業

1.事業実施区域

市内小中学校区 13箇所において取組を実施

小学校区	南山崎小学校 北山崎小学校 郡中小学校 伊予小学校 中山小学校 佐礼谷小学校 下灘小学校 由並小学校 翠小学校
中学校区	港南中学校 伊予中学校 中山中学校 双海中学校

2.コミュニティ・スクール制度概要

別紙 部科学省パンフレット「これからの学校と地域」

3.事業内容

(1)取組の経過

令和 5 年度	教職員対象説明会	PTA 等対象説明会	モデル校熟議
令和 6 年度	モデル校での先行実施(双海地域4校)		
	教職員対象説明会	PTA 等対象説明会	導入予定 9 校熟議
	伊予市生涯学習推進大会(これからのコミュニティ・スクール)		
令和 7 年度	市内全校でのコミュニティ・スクールの実施		

※「熟議」とは、多くの当事者が「熟慮」と「議論」によって問題の解決を目指す対話のこと。

(2)取組の推進体制



コミュニティ・スクールに関する全体方針を教育委員会と小中学校の間で共有し、各校の学校運営協議会の運営に反映している。並行して市内13人の推進員には、推進員協議会や中学校区ごとの推進員ミーティングで方針の共有、活動内容の検討を行っている。

(3)今後の取組方針

- ・ 地域内での人材確保
幅広い地域住民等と子どもたちの学びを支えるため、取組周知と参加促進に努める。
- ・ 地域学校協働活動推進員の活動支援
学校と地域の橋渡し役の推進員を支援するため、情報交換や研修の機会を確保する。
- ・ 研修の実施
コミュニティ・スクールの実効性を高めるため、制度導入後も様々な研修を継続する。

制度導入の説明会・熟議・研修会



双海地域住民説明会



伊予中小学校 熟議

学校運営協議会における活動検討・取組の実施



由並小学校 学校運営協議会



中山中学校 生徒参加の意見交換



北山崎小学校 学級園の整備



双海中学校 職場体験学習の事前学習

伊予市におけるコミュニティ・スクールの推進方針

令和7年7月
伊予市教育委員会

子どもたちや学校を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、地域においても支え合いやつながりの希薄化、地域の教育力の低下が指摘されている。こうした状況の中、学校と地域が良好なパートナーとして連携・協働することが重要であり、令和7年4月に市内小中学校におけるコミュニティ・スクールの全校実施に至った。今後、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動を推進し、充実したものとするため、その在り方や教育委員会、学校及び地域が重点的に取り組む項目を以下のとおり示す。

1 コミュニティ・スクールの充実

各小中学校の学校運営協議会を通して学校と地域が目標やビジョンを共有し、一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」を目指し、次のこと取り組む。

(1) 目標やビジョンの教職員への浸透

学校長は、学校運営協議会を通して目指す子ども像や学校像等の目標やビジョンを地域住民等と共有し、それらを教職員に浸透するよう努める。

(2) 学校運営協議会における地域課題の解決に向けた取組

地域住民は、コミュニティ・スクールの取組が、地域コミュニティの持続的な発展を図るという視点から、学校運営協議会や学校支援活動へ積極的に参画し、学校や地域を取り巻く課題への理解を深め、その解決に向けて取組を進める。

(3) 学校運営協議会制度の運用状況の点検・評価方法の検討

教育委員会は、市内の学校運営協議会が健全に実施されるよう、学校運営協議会制度の定期的な点検・評価の手法を検討する。

2 地域学校協働活動の推進

次の時代を担う子どもたちのどのような資質を育むのかという目標を地域と学校が共有し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、「学校を核とした地域づくり」を目指し、次のこと取り組む。

(1) 地域学校協働活動推進員の活動支援

ア 伊予市地域学校協働活動推進員協議会の開催

市内全域の地域学校協働活動推進員(以下「推進員」という。)の情報交換及び研修の機会を確保する。

イ 中学校区単位の推進員ミーティングの開催

隣接する校区における推進員間の情報交換及び協力関係の確保を支援する。併せて、推進員と各地区公民館の連携を促進する。

ウ 統括的な推進員の配置の検討

広域的な観点から市内の地域学校協働活動を推進する統括的な推進員の配置を検討する。

- (2) 学校・推進員・公民館の連携による各校区の連携協力体制の整備
学校、推進員及び市内 6 か所の公民館の連携により、地域住民等と学校との連携協力を推進する。

3 地域内での人材確保

地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるため、学校、公民館及び市の広報紙など多方面から情報発信し、地域住民等の関心を高める。

4 研修計画

コミュニティ・スクールを実効性のある取組とするため、次のとおり研修を実施する。

- (1) 熟議の開催支援
学校運営協議会委員等による熟議の開催を支援し、参加者間の対話を促進する。
- (2) 出前講座の実施
コミュニティ・スクールについての出前講座を開催し、市民の関心を高める。

5 安全管理

学校支援ボランティア等の参加者が安心して活動できる体制を構築するため、教育委員会は、次のこと取り組む。

- (1) 保険加入
推進員や学校支援ボランティア等の参加者を対象とする保険に加入し、これらの方々が活動する際の費用負担や心理的な負担を軽減する。
- (2) ボランティア講習会の開催
学校支援ボランティアを対象とする講習会を開催し、コミュニティ・スクールの意義を伝え、子どもと学校の現状についての知識の習得を促す。

6 広報活動

コミュニティ・スクールへの市民の関心を高めると共に、幅広い世代に対して地域学校協働活動を普及・啓発するため、次のこと取り組む。

- (1) 学校だよりや公民館だより及び市の広報紙において情報を発信する。
- (2) 各学校及び市のホームページにおいて情報を発信する。

7 事業の検証・評価等

伊予市社会教育委員会議において事業の推進方針及び検証・評価を行い、結果を教育委員会において報告する。



これからの 学校と地域

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動



はじめに

近年、急激な社会の変化に伴い、学校と地域との問題行動の発生、不登校児童生徒数の増加、特別な配慮を必要とする児童生徒数の増加など、多様な児童生徒及び保護者等への対応が必要な状況となっています。また、そのような学校の役割の拡大により教員の業務量が増加しているといった課題も出てきています。

一方、地域においても、家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化等により地域社会における支え合いやつながりが希薄化することによって、地域社会の停滞や教育力の低下などが指摘されています。

そうした状況の中、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という新学習指導要領の目標を学校と地域とか共有し、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む社会に開かれた教育課程の実現に向けて、相互の連携・協働のもとに学校づくりと地域づくりを進め、一体となって子供たちの成長を支えていくことが必要です。

文部科学省では、学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む「コミュニティ・スクール」と学校と地域が相互にパートナーとして行う「地域学校協働活動」の一体的な実施を推進しています。

「地域とともににある学校づくり」と「学校を中心とした地域づくり」の実現に向けた

- ◆なぜ今、**コミュニティ・スクール**と**地域学校協働活動**が必要なのか？

背景 時代の変化に伴い学校と地域の在り方が変化

- ◆教育環境を取り巻く状況
 - 児童生徒数の減少
 - 子供の規範意識等への課題
 - 学校が抱える課題の複雑化・困難化
 - 少子高齢化の進行
 - グローバル化や情報化の進展
 - 地盤社会のつながりや支え合いの希薄化による地域の教育力の低下
- ◆教育改革の動き
 - 「社会に開かれた教育課程」の実現など
 - 学校を中心とした地域の活性化

求められるものとは・・・

- ◆これから時代を生き抜く力の育成（学校だけでは得られない知識・経験・能力）
- ◆地域住民が自ら地域を創っていくという「主体的な意識」への転換

学校と地域の連携・協働が必要

具体的な取組として・・・



「地域とともににある学校づくり」と「学校を中心とした地域づくり」を併せて実現！

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一つの取組として

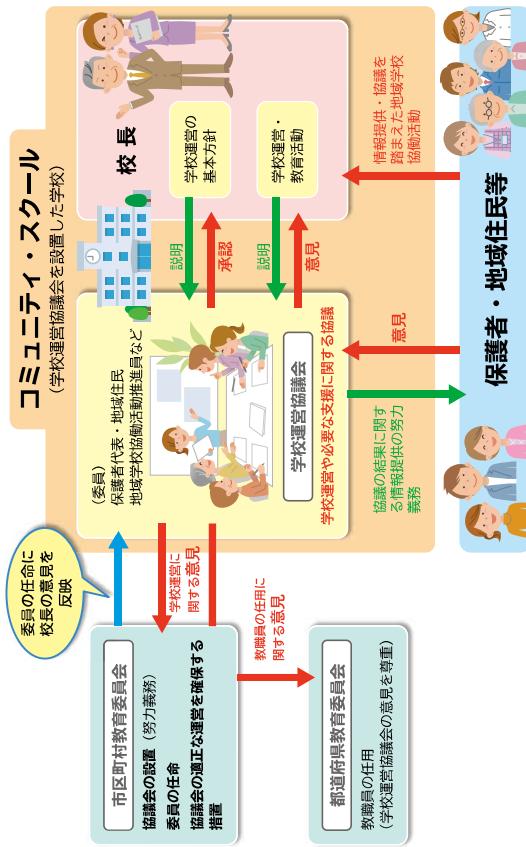


コミュニティ・スクール＝学校運営協議会を設置した学校

学校運営協議会とは・・・

法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのためには必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会を設置した学校）の仕組み



「学校運営協議会の主な3つの役割」（地政行法第47条の6）※令和2年4月～：第47条の5

- ① 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- ② 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができる
- ③ 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる

～より詳しくコミュニティ・スクールについて知りたい方へ～

「学校運営協議会」設置の手引き（令和元年 改訂版）

主に自治体や学校の関係者を対象に、コミュニティ・スクールについてより詳しく解説しています。これからコミュニティ・スクールの導入を検討される場合には、是非ご利用ください。
※パンフレットは「学校と地域でつくる学びの未来」のHPよりご覧いただけます。

△URLはこちら
<https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/pamphlet/index.html>

地域学校協活動とは

地域学校協活動ことは、地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。
次の時代を担う子供たちに対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、学校と地域が連携・協働します。

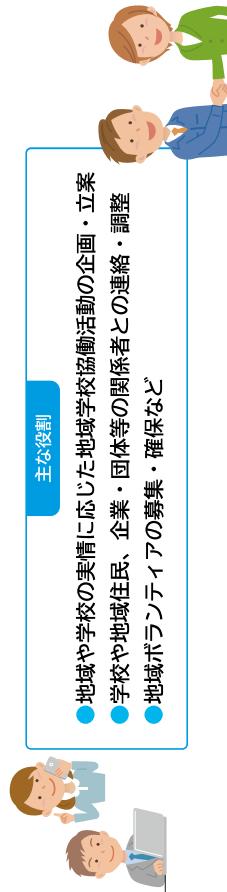
地域学校協活動は、社会教育法第5条第2項により、学校と協働して行う以下の活動と規定されています。

- 学校の授業終了後又は休業日において学校、社会教育施設等で行う学習、その他の活動
- ボランティア活動、社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動
- 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設等で行う教育活動、その他の活動



地域学校協働活動推進員の配置

「地域学校協働活動推進員」は、社会教育法に基づき教育委員会が委嘱する地域住民等と学校との連絡調整等を行なうコーディネーターです。
「地域学校協働活動推進員」として法律に位置付けられた明確な立ち位置で地域学校協働活動を推進することにより、継続的で円滑な活動を行うことができます。



地域学校協働本部の整備

地域学校協働活動の推進に当たっては、「地域学校協働本部」を整備することが有効です。
教育委員会は、地域学校協働本部の整備について、積極的な支援を行うことが重要です。



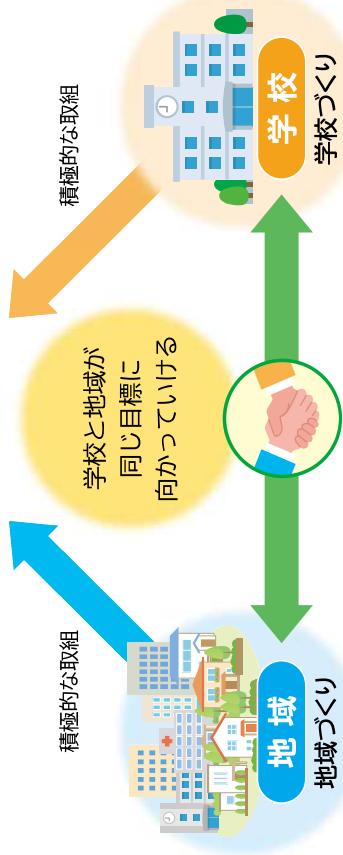
本部の3つの要素

- ① コーディネート機能
- ② 多様な活動
- ③ 継続的な活動



学校と地域がパートナーとなることでの・・・

共通の目標



保護者・地域住民等も教育の当事者になることで、責任感をもち、 積極的に子供の教育に携わるようになります。

- 近所に元気のない様子の子供がいても、なかなか声をかけることができない
- 子供のマナーについて学校へ苦情の電話を考える

保護者・地域住民等が学校運営や教育活動へ参画することで、 生きがいにつながり、子供たちの学びや体験が充実。

- 自分の経験を生かして学校や子供のサポートをしたいが、迷惑にならないか
- 地域の人と関わる機会が減っている
- 地域人材を活用した学習が単発で終わってしまう

保護者・地域住民等と学校が“顔が見える”関係となり、 保護者や地域住民等の理解と協力を得た学校運営が実現。

- 一方的な意見が数多く学校に寄せられる
- 学校が保護者や地域住民の様々な要望の対応に追われている

その他にも…

学校と地域の協力体制が築かれることで、生徒指導、防犯、防災等の面でも課題解決に向けた効果が期待されます。

文部科学省の取組に関する参考情報

学校と地域でつくる学びの未来HPトップ

全国の取組事例などの地域学校協働活動やコミュニティ・スクールに関する情報をまとめて掲載しています。

学び未来

検索

◇URLはこちら

<https://manabi-mirai.mext.go.jp>

Facebookでも情報発信中

CSマイスターの活動や推進フォーラムの情報、また自治体の取組情報等を随時発信しています。



コミュニティ・スクール推進員（CSマイスター）

文部科学省では、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動のさらなる推進を目指し、コミュニティ・スクールの導入を進めている地域に対して積極的な支援を行うこととしています。その一環として、CSマイスター（コミュニティ・スクールの導入や実践経験を有する元校長や教育長、学校運営協議会会長等）を派遣し、教育委員会事務局職員・学校の管理職・学校運営協議会委員候補者等を対象とした研修会や制度説明会等を支援しています。

CSマイスター派遣事業の詳細及び申し込みはHPから

◇URLはこちら

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/chiiki-gakko/cs.html>



企業等による教育プログラム

文部科学省では、子供の豊かな学びを支えるために、多様な企業・団体・大学等に「土曜学習応援団」に御賛同（御参画）いただき、夏休み、冬休み等の長期休暇、平日の授業や放課後、土曜日・日曜日の教育活動に出前授業の講師や施設見学の受入等により参加していただくことで特色・魅力のある教育活動を推進しています。

◇URLはこちら

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/program/index.html>



地域とともにある学校づくり推進フォーラム

文部科学省では、地域とともにある学校づくりに向けて取組の充実や普及を図るために、保護者、地域住民、学校関係者等を対象としたフォーラムを開催しています。

フォーラムの開催の時期や内容等については、随時「学校と地域でつくる学びの未来HP」でお知らせしています。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

事務事業名

学校安全対策事業

別添資料（該当するものに●）

- 位置図（施設の場所、作業場所など）
- パンフレット
- 国や県等が出している参考資料
- 独自に作成した概要説明資料
- 連携事業・関連事業の事務事業マネジメントシート
- その他

- 特になし

参考データ（該当するものに●）

- 伊予市ホームページ

検索ワード

- その他参考となるホームページ

検索ワード

スクールガード・リーダー派遣事業について

設置要綱	別紙のとおり
スクールガード・リーダーとは	スクールガード・リーダーとは、学校や通学路における子どもの安全を確保するため、各自治体の教育委員会が委嘱する防犯の専門家です。主に警察官 OB や教員 OB、防犯の知識を持つ人が務めています。
令和 6 年度伊予市 スクールガード・リーダー名簿 (単年ごとに委嘱を行う)	<p><u>木原 正人 氏(元警察官)</u> 担当校(9 校):北山小・郡中小・伊予小・下灘小・由並小 翠小・港南中・伊予中・双海中</p> <p><u>玉岡 浩三 氏(元警察官)</u> 担当校(4校):南山小・中山小・佐礼谷小・中山中</p>
スクールガード・リーダー派遣 事業の目的	スクールガード・リーダー(警察官 OB 等)を委嘱し、市内の小中学校区の見守り隊に対する組織結成や警備上の具体的な指導を行うとともに、各小中学校に対しては、巡回指導(アドバイス)を通して、地域ぐるみの学校安全体制整備に向けた取組の意識啓発を行い、もって地域で子供たちの安全を守る体制づくりを一層充実させることを目的としています。
主な指導	<ul style="list-style-type: none"> ○登下校の見守り活動及び指導 ○学校安全体制についての助言・指導 ○防犯訓練等における指導 ○担当校の「地域学校安全委員会(児童生徒をまもり育てる連絡会)」等への出席及び助言 [具体的助言内容] ・「見せる防犯」の効果的な取組み等
賃金(謝礼)	<p><u>1回 6,000 円</u></p> <p>[令和 6 年度実績] 木原氏 6,000 円×27 回=162,000 円 玉岡氏 6,000 円×12 回= 72,000 円</p> <p>[予算] 10-1-3-4150-7-1 スクールガード・リーダー謝礼</p>
事業実績	別紙のとおり

その他

<p>まもるくんの家登録数 〔伊予市内小学校区ごと〕</p>	<p>まもるくんの家とは、子どもが不審者に声をかけられたり、被害に遭いそうになったりした際に、助けを求めて一時的に避難できる場所のことです。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">南山</td><td style="width: 15%;">14</td><td style="width: 15%;">北山</td><td style="width: 15%;">31</td></tr> <tr> <td>郡中</td><td>50</td><td>伊予</td><td>17</td></tr> <tr> <td>中山</td><td>30</td><td>佐礼谷</td><td>7</td></tr> <tr> <td>下灘</td><td>22</td><td>由並</td><td>13</td></tr> <tr> <td>翠</td><td>7</td><td></td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: right;"><u>合計 191 軒</u></p>	南山	14	北山	31	郡中	50	伊予	17	中山	30	佐礼谷	7	下灘	22	由並	13	翠	7		
南山	14	北山	31																		
郡中	50	伊予	17																		
中山	30	佐礼谷	7																		
下灘	22	由並	13																		
翠	7																				
<p>子どもたちの見守り活動の実施状況について(R6)</p>	<p>登下校中の見守り活動</p> <p>時 期 通年の登下校中</p> <p>回 数 約200回</p> <p>場 所 通学路</p> <p>対象者 PTA 地域ボランティア 教職員</p> <p>参加人数 約 300 人</p> <p>エリア 伊予市内小学校9校</p>																				
<p>地域学校安全委員会(児童生徒をまもり育てる会)とは</p>	<p>地域学校安全委員会(児童生徒をまもり育てる会)は、児童生徒の安全確保を目的として、学校、保護者、地域住民、警察などの関係機関が連携し、意見交換や調整を行う連絡会議です。</p> <p>この委員会は、中央教育審議会の答申を受けて設置が推奨されており、日頃から関係者が連携を深めることで、児童生徒の安全確保が円滑に行われることを目指しています。</p>																				
<p>スクールガード・リーダーへの支給品</p>	<p><u>ジャンパー・ベスト・帽子 等</u></p> <p>地域防犯に繋げるとともに、児童生徒にも、子どもたちの見守り活動をしていることを一目で分かってもらえるようにするため。</p>																				

令和 6 年度スクールガード・リーダー巡回指導実績

学校名	担当	回数	指導内容
南山崎小学校	玉岡	3	5/29 登下校の見守り活動及び指導・自転車安全教室の助言 9/20 登下校の見守り活動及び指導 1/21 登下校の見守り活動及び指導
北山崎小学校	木原	3	5/20 登下校の見守り活動及び指導 11/12 登下校の見守り活動及び指導 1/14 登下校の見守り活動及び指導
郡中小学校	木原	3	6/20 自転車安全教室の助言・指導 9/25 不審者対応避難訓練時の対応について 1/21 登下校の見守り活動及び指導
伊予小学校	木原	3	5/21 登下校の見守り活動及び指導 9/24 伊予小における学校安全体制についての助言・指導 1/22 防犯訓練における指導・助言
中山小学校	玉岡	3	5/20 通学路点検・校区巡視 11/8 登下校の見守り活動及び指導 1/22 登下校の見守り活動及び指導
佐礼谷小学校	玉岡	3	5/21 登下校の見守り活動及び指導 9/20 児童生徒をまもり育てる協議会への参加・助言 1/31 効果的な不審者対応について
下灘小学校	木原	3	6/14 なのはなの会(健全育成)への出席・助言 11/5 児童生徒をまもり育てる日見守り活動 1/20 交通安全の日見守り活動
由並小学校	木原	3	6/21 児童生徒をまもり育てる協議会への参加・助言 9/27 登下校の見守り活動及び指導 1/24 登下校の見守り活動及び指導
翠小学校	木原	3	5/22 児童生徒をまもり育てる協議会への参加・助言 9/26 登下校の見守り活動及び指導 1/16 登下校の見守り活動及び指導
港南中学校	木原	3	5/8 登下校の見守り活動及び指導・校区内巡視・通学路点検 9/10 学校安全体制についての助言 1/31 登下校の見守り活動及び指導・校区内巡視・通学路点検
伊予中学校	木原	3	7/8 児童生徒をまもり育てる協議会への参加・助言 9/30 登下校の見守り活動及び指導 1/23 登下校の見守り活動及び学校安全体制についての指導・助言
中山中学校	玉岡	3	7/5 見守り活動及び指導・校区内巡視・通学路点検・意見交換 11/6 学校安全体制についての指導・助言 1/20 見守り活動及び指導・校区内巡視・通学路点検・意見交換
双海中学校	木原	3	7/2 児童生徒をまもり育てる協議会への参加・助言 11/5 登下校の見守り活動及び指導 1/17 登下校の見守り活動及び指導

伊予市スクールガードリーダー設置要綱

令和2年3月23日

伊予市教育委員会告示第9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校、地域の関係機関と連携しながら、地域で子どもの安全を守る体制づくりを充実させるため、スクールガードリーダー(以下「ガードリーダー」という。)の配置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 伊予市教育委員会(以下「委員会」という。)にガードリーダーを置く。

(職務)

第3条 ガードリーダーは、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 登下校の見守り活動及び指導
- (2) 学校安全体制についての助言及び指導
- (3) 防犯訓練等における指導
- (4) 「地域学校安全委員会」等への出席及び助言
- (5) その他委員会が必要と認めること

(委嘱)

第4条 ガードリーダーは、防犯について専門的知識を有し、ガードリーダーとして活動することが適當と認められる者の中から、委員会が委嘱する。

(任期)

第5条 ガードリーダーの任期は、委嘱の日から当該年度の3月31日までとし、再任を妨げない。

2 委員会は、特別な理由があると認めるときには、ガードリーダーの任期期間中であっても、これを解嘱することができる。

(指導回数及び指導時間)

第6条 ガードリーダーの指導回数及び指導時間については、次のとおりとする。

- (1) 指導回数は、小中学校1校につき年間3回程度とする。

(2) 指導回数は、1校当たり1時間程度とする。

(謝金)

第7条 ガードリーダーの謝金は、1回当たり6,000円とする。

(保険)

第8条 ガードリーダーが職務遂行中の事故等により負傷をしたとき、その費用は、全国市長会市民総合賠償制度により市が負担するものとする。

(守秘義務)

第9条 ガードリーダーは、その職務に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

スクールソーシャルワーカー活用事業について

設置要綱	別紙のとおり
スクールソーシャルワーカーとは	<p>スクールソーシャルワーカー(SSW)は、児童や生徒が抱える問題に対し、その子どもを取り巻く環境に働きかけて解決を支援する専門職です。</p> <p>※SSWは、社会福祉の専門知識を持ち、社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を持つ人が多い。</p>
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> ○問題を抱える児童生徒がおされた環境(家庭等)への働きかけ ○福祉等の関係機関、団体とのネットワーク構築、連携、調整 ○学校内におけるチーム体制の構築、支援 ○児童生徒、保護者、教員等に対する相談、支援、情報提供 ○教職員への研修活動
スクールソーシャルワーカー活用事業の主旨	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など児童生徒の問題行動等に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて児童生徒や保護者等の相談に応じ、関係福祉機関等とのネットワークを活用して問題を抱える児童生徒に支援を行う専門家であるスクールソーシャルワーカーの活用を図る。
令和6年度伊予市 スクールソーシャルワーカー名簿 (伊予市会計年度任用職員)	<p><u>小松 泰子 氏(公認心理士・臨床発達心理士・養護教諭1級・中学校[保健]1級・看護師)</u> 担当校(3校):郡中小・伊予小・港南中</p> <p><u>今村 聖子 氏(精神保健福祉士・社会福祉士)</u> 担当校(6校):南山小・北山小・中山小・下灘小・伊予中 双海中</p> <p>※それ以外の学校は、R6希望(相談が必要な案件)無し</p>
報酬	<p><u>1,164円×従事時間</u> 〔予算〕 10-1-3-4150-1-4 会計年度任用職員報酬 ※県の補助金あり ①無資格者(小松先生) 220,000円 ②有資格者(今村先生) 年間報酬×3/5</p>

R6 年度 SSW 活用事業実績	<p>事業実施期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 2 月 28 日</p> <p>年間勤務日数 110 日 年間勤務時間 440 時間 ※二人の平均(日数・時間)</p> <p>成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ○<u>年間10校の派遣</u>(当初希望6校・臨時派遣4校)を行い、登校支援や高校進学に繋げた。 ○年間3回 教職員向け研修・児童生徒へのメタバース説明会を実施し、不登校児童生徒、家庭への支援を行った。 ○関係機関と連携し、組織的支援ができる体制づくりに努めた。 ○「おおぞら」と連携し、SSW が家庭訪問を繰り返し行うことで、1年間全欠であった生徒への学びの場の提供に繋げた。
事業実績	別紙のとおり
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○対応案件が増加傾向にあり、派遣機会や時間が不足する可能性がある。今後は、人員増も含めて検討する必要がある。 ○児童生徒や保護者への周知が不足しており、適切なタイミングでの支援が出来ていない。 ○教職員の SSW の役割についての知識が不足しており、積極的な活用ができていない。

伊予市スクールソーシャルワーカー設置要綱

平成27年3月25日

伊予市教育委員会告示第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、いじめ、不登校、児童虐待等、児童生徒の問題行動等の状況やその背景にある心の問題とともに、家族、友人関係、地域、学校等の児童生徒が置かれている環境の問題に対し、地域の関係機関が連携し様々な環境に働き掛け、関係機関等とのネットワークを活用し問題を抱える児童生徒に支援を行うため、スクールソーシャルワーカー（以下「ソーシャルワーカー」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 伊予市教育委員会（以下「委員会」という。）にソーシャルワーカーを置く。

(職務)

第3条 ソーシャルワーカーは、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 問題を抱える児童生徒の置かれた環境への働きかけ
- (2) 福祉等の関係機関や団体とのネットワークの構築、連携及び調整
- (3) 学校内における関係機関等とのネットワーク体制の構築、連携及び調整
- (4) 児童生徒、保護者、教職員等に対する支援、相談及び情報提供
- (5) 教職員等への研修活動
- (6) その他委員会が必要と認めること

(任用)

第4条 ソーシャルワーカーは、前条に掲げる職務を遂行することが可能と認める者のうちから委員会が任用する。

(任期)

第5条 ソーシャルワーカーの任期は、1年以内とする。ただし、ソーシャルワーカーが欠けた場合に就任したソーシャルワーカーの任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員会は、特別な理由があると認めるときには、ソーシャルワーカーの任期期間中においても、これを免職することができる。

(勤務場所及び勤務時間)

第6条 ソーシャルワーカーの勤務場所及び勤務時間は、次のとおりとする。

- (1) 勤務場所は、伊予市内の小中学校及び教育長が指定する場所とする。
- (2) 勤務日数は、おおむね 1 週間当たり 3 日とし、勤務時間は、1 日 4 時間を基本とする。

(守秘義務)

第7条 ソーシャルワーカーは、その職務に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(心得)

第8条 ソーシャルワーカーは、その職務を遂行するために必要な知識及び技能の習得に努めなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 10 月 18 日伊予市教育委員会告示第 11 号)

この告示は、令和 5 年 10 月 18 日から施行する。

令和6年度伊予市SSW活用事業に係る相談人件数(延べ人件数)

	相談内容	小学校からの相談件数			中学校からの相談件数			
		児童	保護者	教職員	不明	生徒	保護者	教職員
1 不登校		86	16	185	0	258	40	123
2 いじめ、暴力行為、非行等の問題行動		13	1	10	0	0	0	0
3 友人、教職員との関係問題(2を除く)		37	3	33	0	20	2	17
4 児童虐待		0	0	2	0	0	0	0
5 貧困の問題		0	0	5	0	0	0	0
6 ヤングケアラー		3	1	21	0	0	9	0
7 家庭環境の問題(4,5,6を除く)		40	17	122	0	25	11	51
8 心身の健康・保健に関する問題(2,4を除く)		11	5	4	0	2	3	5
9 発達障害に関する問題		28	15	92	0	0	0	2
10 性的マイノリティ		0	0	0	0	0	0	0
11 その他		3	1	3	0	0	1	1
	小計	221	59	477	0	305	57	208
	合計				757		570	

※オンラインを活用した相談件数 0件

※上記相談のうち、性的な被害 0件

事務事業名

児童生徒健康診断事業

別添資料（該当するものに●）

- 位置図（施設の場所、作業場所など）
- パンフレット
- 国や県等が出している参考資料
- 独自に作成した概要説明資料
- 連携事業・関連事業の事務事業マネジメントシート
- その他

- 特になし

参考データ（該当するものに●）

- 伊予市ホームページ

検索ワード

- その他参考となるホームページ

検索ワード

学校医等一覽

【小学校】

(令和7年4月1日)

【中学校】

(令和7年4月1日)

	医師・薬剤師名	医療機関名	担当学校名			
			港南中	伊予中	中山中	双海中
内科	木村 洸	きむら内科クリニック	○			
〃	渡邊 英次	米湊わたなべクリニック	○			
〃	山本 美奈子	伊予診療所	○			
〃	稲田 暁	稲田内科		○		
〃	笛田 幸男	中山クリニック			○	
〃	竹増 公明	たけます診療所				○
歯科	若林 正雄	若林歯科医院	○			
〃	新 啓嗣	優歯科オフィス	○			
〃	新 泰嗣	新歯科医院		○		
〃	坂見 一彦	坂見歯科医院			○	
〃	宮田 直諭	宮田歯科医院				○
眼科	奥嶋 奈美	愛媛大学医学部附属病院	○			
〃	本宮 数浩	本宮眼科クリニック		○	○	○
耳鼻科	谷口 昌史	谷口耳鼻咽喉科	○	○	○	○
薬剤師	灘部 勝輝	ナダベ薬局	○	○		
〃	岡井 哲	岡井薬局			○	○

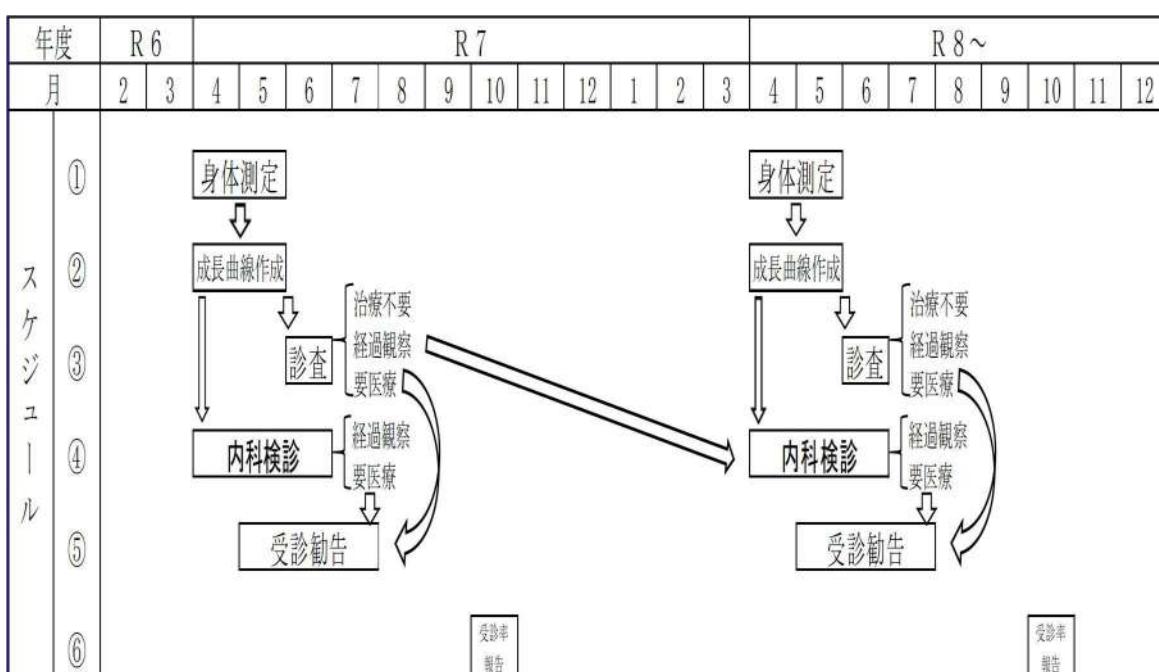
成長曲線診査について

1 成長曲線の活用について

平成26年の学校保健安全法施行規則の改正により、座高の検査については、検査の日数項目から削除されることから、児童生徒等の発育を評価するうえで、身長曲線・体重曲線等を積極的に活用するよう示された。

成長曲線を活用した児童生徒の健康評価について新たに専門医による診査を令和7年度より追加することとした。

2 成長曲線を活用した健診の流れ



- ① 身体測定を行う。
- ② 身体測定の結果を基に、成長曲線を作成する。(5月末まで)
- ③ 作成した成長曲線で抽出された児童生徒について、市教委から専門医に診査依頼を行う。
専門医により「要医療」・「経過観察」・「治療不要」に分類される。(6月末)
- ④ 前年度の成長曲線診査結果で経過観察となった者について、内科検診の際に学校医が直接診察し、今年度の成長曲線のデータを踏まえて総合的に判断し、「要医療」または「経過観察」に分類する。
- ⑤ 専門医により「要医療」と判断された者及び学校医から「要医療」と判断された者について受診勧告を行う。
- ⑥ 「要医療」対象者の受診率を各校から市教委に報告し、市教委がまとめて専門医に報告する。(10月末)

3 専門医

愛媛大学大学院医学系研究科小児科

准教授 医局長 濱田 淳平

報酬 1回 20,000円 1件あたり100円

4 実績

令和7年度 ○○人